

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人網走監獄保存財団(以下「本財団」という。)定款第 14 条及び第 29 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員等には職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬手当を支給する。報酬及び手当の額、手当の種類については、別表第 1 の規定によるものとする。
- 3 常勤役員の報酬及び手当は、月ごとに支払うものとし、1年間の報酬額(以下「報酬年額」という。)を12で除した額(以下「報酬月額」という。)を毎月25日に現金で支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日を給料の支給日とする。
- 4 新たに常勤役員となったものには、その日から報酬及び手当を支給する。年度途中から常勤役員となった場合の報酬額は日割りによって計算する。
- 5 常勤役員が退職したときは、その日まで報酬及び手当を支給する。ただし、死亡したときは、その月の報酬月額全額を支給する。
- 6 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2に定める金額を限度とし、評議員会、理事会、監査の出席等、必要の都度支払うものとする。ただし国又は地方公共団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)の身分を有する役員等には支給しない。

7 役員等には役員賞与を支給しない。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、常勤役員として、円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金の額は、退職日における常勤役員の報酬月額にそれぞれ区分に応じ、次の各号に掲げる割合と勤続期間を乗じた額とするが、理事長は在任期間の功績を勘案し、その支給額の20パーセントを限度として支給額を増減することができる。

(1)理事長 1年につき報酬月額の100分の200

(2)常務理事 1年につき報酬月額の100分の140

(3)理事 1年につき報酬月額の100分の120

3 前項の勤続期間の計算は、当該任期の在職期間によるものとし、当該役員に就任した日の属する日から退職した日(死亡による退職の場合にあっては、死亡の日)の属する月までの月数による。

ただし、12月に満たない場合は、6月以上を1年とし6月未満は切り下げる。

また、退職慰労金の計算結果、千円未満の端数が生じた時は、切り下げる。

(特別功労金)

第5条 特別功労金は、非常勤役員等として、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 特別功労金の額は、報酬日額に次に掲げる割合と勤続期間を乗じた額とする。

理事及び監事 1年につき報酬日額の100分の100

評議員 1年につき報酬日額の100分の100

3 前項の勤続期間の計算は、当該任期の在職期間によるものとし、当該役員に就任した日の属する日から退職した日(死亡による退職の場合にあっては、死亡の日)の属する月までの月数による。

ただし、12月に満たない場合は、6月以上を1年とし6月未満は切り下げる。

また、退職慰労金の計算結果、千円未満の端数が生じた時は、切り下げる。

(費用)

第6条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行なうものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の際、現に役員等として在職している者に対する当該任期に係る退職慰労金並びに特別功労金の支給については、この規程により通算するものとする。

(施行期日)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条第2項関係)

常勤役員報酬・手当

区 分	役 職 名	金 額
報 酬 額	理 事 長	6,000,000 円
	常務理事	8,400,000 円
	理 事	7,200,000 円
手当の種類	通勤手当(金額については職員給与規程第 26 条による)	

別表第 2(第3条第6項関係)

非常勤役員等の報酬

役員等の名称	金 額
理 事	会議等出席の都度1日あたり1人 12,000 円
監 事	会議等出席の都度1日あたり1人 12,000 円
評 議 員	会議等出席の都度1日あたり1人 12,000 円